

大阪・関西万博における京都ブース基本設計業務 仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博における京都ブース基本設計業務

2 業務目的

大阪・関西万博（以下、「万博」という）に向け、関西広域連合が出展する関西パビリオン内に京都府独自の展示スペース（以下、「京都ブース」という）を出展することとしている。

令和5年5月に策定した大阪・関西万博きょうと基本構想では、京都ブースを京都の文化や京都産業の強み、観光資源等をアピールし、府内各地へ人を呼び込む「ゲートウェイ」として位置付けており、この基本構想に基づき、コンセプトや機能などの基本的な方針を定めた大阪・関西万博京都ブース展示基本計画（以下、「基本計画」という）を策定したところ。

本業務は、この基本計画に基づき、京都ブース基本設計を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 京都ブース面積

126㎡（バックヤード含む）※詳細は別添図面を参照

5 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、以下のとおりとする。

なお、業務の実施に関する基本的な考え方については、基本計画を参照の上、発注者と十分に協議・調整すること。

(1) 基本設計業務

- ・ 基本設計図の作成
- ・ 平面計画（全体的な構成と配置および動線計画）及びパース等の修正（避難動線、待機列の場所確保、バックヤードの活用についても考慮すること。また、ステージ機能及び京都府域への誘客につながる情報発信機能を持たせること。なお、飲食・物販に使用する面積は展示面積の10%以内とする。）
- ・ 設備計画の作成（万博会期終了後の展示の利活用についても考慮すること）
- ・ 概算見積書の作成（展示制作費その他必要な経費を含む）
- ・ 京都ブース内に必要な機器類の選定

(2) 打ち合わせへの出席

大阪・関西万博きょうと推進委員会に設置している部会「EXPO KYOTO」（月1回程度開催）をはじめ、必要に応じて実施する打ち合わせに出席し、設計の進捗状況や必要に応じた計画の見直しを検討・協議する。

6 業務完了報告

令和6年3月29日（金）までに、経費内訳が分かる資料を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。提出先は別途連絡する。

7 成果物の仕様

- ・以下の成果物について、指定する期限までに提出すること。

(1) 基本設計図書

- ①基本設計図A4またはA3判 11部
- ②パース、平面計画、設備計画 11部
- ③京都ブースに必要な機器リスト 11部
- ④概算見積書 1部
- ⑤上記にかかる印刷原稿および電子データ 一式

- ・納品先は、大阪・関西万博きょうと推進委員会事務局（京都府総合政策室内）とする。

8 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

10 再委託

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

(5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議して決定すること。